

基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書（案）

国が地方自治体の仕事をさまざまな基準で細かく縛る「義務付け・枠付け」の見直しや、都道府県から市町村への権限移譲を進めるための地域主権「一括法」の第1次・第2次一括法が、昨年の通常国会で成立した。第3次見直しも昨年末に閣議決定され、現在開会中の本年の通常国会に提出され審議されている。

一方、自主財源の乏しい地方自治体は、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革を進めてきているが、財源の多くを国によって定められた行政水準の確保に費やさざるを得ないなどで、さらに厳しい財政運営を強いられている。地方自治体は、農林水産業の振興や地域経済の活性化、少子・高齢社会、高度情報化への対応、防災対策や各種社会資本整備など重要な課題を有し、これらの財政需要に対応し得る地方財政基盤の充実・強化が急務となっている。

こういった地方自治体の現状を踏まえ政府におかれでは、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた情報提供や財源措置の支援策の充実を図る措置を速やかに実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月26日

奈良市議会